

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年7月 14日

広島市長

提出者

住所 広島市中区大手町4-6-6

氏名 医療法人社団 おると会

理事長 浜脇 澄伊

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-240-1166

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団 おると会 浜脇整形外科病院
事業場の所在地	広島市中区大手町4-6-6
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	160床
③従業員数	375
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 病院内の感染性廃棄物を外来、病棟、手術室、検査室、薬剤科と各部門ごとに専用の容器を使用して保管、廃棄を行う。 （20L、50L、70Lプラスチック容器） 2. 専用の容器は、施錠できる感染性廃棄物倉庫に運搬後、保管管理を行う。 3. 運搬委託業者が土日以外の曜日にて回収を行い委託先にて保管管理を行う。 4. 運搬委託業者が最終処分業者へ運搬し、最終処分業者が保管、処分を行う。

別紙4

(廃棄物処理法-特管理産業廃棄物計画書)

現状：前年度（ 4 年度）実績量
 計画：今年度（ 5 年度）計画量

単位：トン／年

単位：トン／年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		処理委託に関する事項										
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
廃油																					
廃酸																					
廃アルカリ																					
感染性産業廃棄物	75.9	49									75.9	49	75.9	49							
特定有害産業廃棄物																					
廃PCB等																					
PCB汚染物																					
PCB処理物																					
指定下水汚泥																					
鉱さい																					
廃石綿等																					
燃え殻																					
ばいじん																					
廃油（金属を含むもの）																					
汚泥（金属を含むもの）																					
廃酸（金属を含むもの）																					
廃アルカリ（金属を含むもの）																					
合計	75.9	49	0	0	0	0	0	0	0	0	75.9	49	75.9	49	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

1. 病院内の感染性廃棄物を外来、病棟、手術室、検査室、薬剤科と各部門ごとに専用の容器を使用して保管、廃棄を行う。
(20L、50L、70Lプラスチック容器)
 2. 専用の容器は、施設できる感染性廃棄物倉庫に運搬後、保管管理を行う。
 3. 運搬委託業者が土日以外の曜日にて回収を行い委託先にて保管管理を行う。
 4. 運搬委託業者が最終処分業者へ運搬し、最終処分業者が保管、処分を行う。
- ※一連の流れはマニフェストにて管理をおこなう。

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	感染性と非感染性を混同しないよう分別を周知徹底している
②計画 (今後実施する予定の取組)	啓蒙活動の継続

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>感染性廃棄物については、専用のメスキュード缶に収納している。専用の容器に蓋をしたうえで専用保管場所に施錠して、廃棄委託業者に回収、運搬を委託している。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>同上</p>

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>—</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>—</p>

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>—</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>—</p>

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>—</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>—</p>

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>コロナ感染を拡大させないため、感染ボックスの表示し、さらに袋に入れて廃棄している。 委託業者と連携して最善の方法を取れるよう連携した。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>委託業者と連携を取り最新の情報を得て業務改善していく。</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p>75.9 t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	<p>すべての廃棄業者について電子マニフェストを活用する。</p>